

中種子町告示第 107 号

中種子町収入保険制度加入促進事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 7 月 30 日

中種子町長 田渕川 寿広

中種子町収入保険制度加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業者の経営安定に資するため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する鹿児島県農業共済組合（以下「組合」という。）が取り扱う収入保険に加入した農業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、中種子町農林水産業振興に係る補助金交付規則（昭和 55 年中種子町規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件をすべて満たす個人、団体又は法人とする。

- (1) 全国農業共済組合連合会が定めるところにより、収入保険に加入していること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録されている者若しくはそれらの者で構成される団体又は町内に主たる事務所を有する法人
- (3) 個人又は法人にあつては、町税等を完納し、又は完納することが見込まれること。
- (4) 団体にあつては、補助金が当該団体を構成する個人に及ぶ場合は、団体を構成する各個人が町税等を完納し、又は完納することが見込まれること。

(補助対象保険期間等)

第 3 条 補助金の交付は、補助対象者が加入する収入保険期間のうち、令和 8 年 1 月 1 日以後の月から開始する保険期間を対象とする。

2 補助対象となる期間は、次の区分に応じ、それぞれの定める 1 年間の保険期間のみとする。

- (1) 新規加入者 令和 8 年度から令和 10 年度までのうち、新たに加入した最初の年度
- (2) 継続加入者（既に収入保険に加入している者） 令和 8 年度

3 補助金の交付は、同一の補助対象者につき 1 回限りとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は全国農業共済組合連合会が定めるところにより収入保険の加入者が負担する掛捨て保険料に要する費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（以下「補助上限額」という。）とする。

3 前項の規定に関わらず、当該事業に対して国、県その他の機関から補助金等（以下「他公的補助金」という。）が交付される場合は、補助上限額から他公的補助金の合計額を控除した額を町が交付する補助金の額とする。

4 算出された額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請書等の委任)

第5条 補助対象者は、補助金の交付の申請から受領までの権限を、鹿児島県農業共済組合の長（以下「組合長」という。）に委任するものとし、「収入保険制度加入促進事業補助金交付申請書等に係る委任状兼同意書」（第1号様式）を組合長を通じて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第6条 前条の規定による委任を受けた組合長は、収入保険制度加入促進事業補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象者から提出された委任状兼同意書

(2) 収入保険証書の写し又は収入保険への加入を証明できるもの

(3) 収入保険の保険料明細一覧

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を精査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、収入保険制度加入促進事業補助金交付決定及び確定通知書（第3号様式）により当該申請を行った組合長に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による通知を受けた組合長が補助金の交付を受けようとするときは、収入保険制度加入促進事業補助金交付請求書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月1日から施行し、令和8年1月1日以後に保険期間が開始する収入保険から適用する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

第 1 号様式（第 5 条関係）

収入保険制度加入促進事業補助金交付申請等に係る委任状兼同意書

年 月 日

中種子町長 殿

委任者 住 所
氏 名 印
(団体又は法人にあっては所在地、
名称及び代表者の氏名)

私は、下記の者を代理人と定め、 年度収入保険制度加入促進事業補助金に係る交付の申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

なお、当該事務手続を行うに当たり、収入保険の加入状況その他の補助金の交付に必要な情報を町が調査し、又は組合長が町に提供することに同意します。

記

代理人 所在地
名 称
代表者

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

中種子町長 殿

申請者（受任者） 所在地
氏 名 印

年度収入保険制度加入促進事業補助金交付申請書

年度における収入保険制度加入促進事業補助金を交付くださるよう、
中種子町農林水産業振興に係る補助金交付規則第3条及び中種子町収入保険制度
加入促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 収入保険制度加入促進事業補助金交付申請等に係る委任状兼同意書
- (2) 収入保険証書の写し又は収入保険への加入を証明できるもの
- (3) 収入保険の保険料明細一覧
- (4) その他町長が必要と認める書類

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

中種子町長



年度収入保険制度加入促進事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度収入保険制度加入促進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定し、交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 円 |

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

中種子町長 殿

補助事業者 所在地

氏 名 印

年度収入保険制度加入促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け出 第 号の交付決定及び交付確定通知に
基づく 年度収入保険制度加入促進事業補助金を交付くださるよう、中種子町
収入保険制度加入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請
求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫	本店・支店
	組合・農協	本所・支所
口座種別	普通・当座・ その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		